

介護職員等処遇改善加算について

1 処遇改善に係る加算の拡充

介護職員等処遇改善加算は、令和8年度介護報酬改定により、対象を介護職員から介護従業者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を設けられます。

また、これまで対象外であった、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに加算が設けられます。

2 R8計画書等及びR7実績報告書の提出について

提出書類		提出期限	提出先
①	令和8年度計画書 (4・5月分及び6月以降分)	令和8年4月15日(水) ※注1	各指定権者 (県の提出先は、 県長寿社会課)
②	介護給付費算定等変更届 及び 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	○4・5月分 令和8年4月15日(水) ※注2	所管する県健康 福祉センター
		○6月以降分 令和8年6月15日(月) ※注3	
③	令和7年度実績報告書	令和8年7月31日(金) ※ <u>実績報告書が提出されない場合、不正請求として全額返還となります。</u>	各指定権者 (県の提出先は、 県長寿社会課)

注1 令和7年度から継続取得する場合を含む。

注2 令和8年4月又は5月から加算を取得又は区分変更する場合。

注3 令和8年6月から新たな加算区分を取得する場合(旧加算から継続する場合を含む)。

3 県長寿社会課への提出方法について

以下のメールアドレス宛てに Excel 形式で提出してください (PDF 不可)。

※やむを得ずメールによる提出ができない場合のみ、郵送又は持参可 (FAX 不可)。

(1) メールの場合

kaigo.shoguukaizenkan@pref.yamaguchi.lg.jp

※メールの件名は「R8計画書(又はR7報告書)(法人単位の場合は法人名、事業所単位の場合は事業所名を記載)」としてください。

例) 株式会社〇〇のR8計画書の場合「R8計画書(株式会社〇〇)」

(2) 郵送又は持参の場合(やむを得ずメールによる提出ができない場合のみ)

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 長寿社会課介護保険班

4 関係通知について

令和8年度における処遇改善に係る加算の取扱いについては、令和8年3月4日付け介護保険最新情報Vol.1474等をご確認くださいませようお願いします。